

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 20 年 3 月 28 日 (金) 号外第 43 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (51) (県土総務課) 5 鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則 (52) (会計管理室) 7 鳥取県立福祉人材研修センター管理規則を廃止する規則 (53) (福祉保健課) 11 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立母来寮管理規則を廃止する規則 (54) (長寿社会課) 12 鳥取県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会規則等を廃止 する規則 (55) (医療政策課) 13
◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令 (3) (政策法務室) 14 鳥取県文書に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (4) (〃) 16

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、県が行う建設工事に係る履行遅滞の場合における損害金等の率を引き上げる。

2 規則の概要

(1) 県が行う建設工事で建設業法に規定するものについて請負者がその履行を遅滞した場合の損害金の額等の算定における年率を年3.7パーセント（現行 年3.4パーセント）とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正について

1 規則の改正理由

意思決定の迅速化及び明確化並びに審査事務の効率化を図るため、代決権者及び事務処理権限の区分を見直す。

2 規則の概要

(1) 代決権者の見直し

ア 副出納長の代決権者について、第1順位者を出納局長（現行 主務室長）とする。

イ 次の表の左欄に掲げる正当決裁権者について、それぞれ同表の右欄に定める代決権者（第2順位者）を設ける。

正当決裁権者	代決権者（第2順位者）
出納長	出納局長
副出納長	主務室長
出納局長	室長補佐

ウ 会計管理室長の代決権者について、第2順位者（現行 副主幹）を廃止する。

(2) 事務処理権限の区分の見直し

ア 会計管理室及び出納室の共通事項に係るもの

改正後	改正前
鳥取県会計規則第108条第1項に規定する預金勘定間の資金の振替え	鳥取県会計規則第108条第1項に規定する預金勘定間の資金の振替え
全て 出納局長専決	全て 副出納長専決

イ 会計管理室に係るもの

改正後	改正前
指定金融機関等の検査の実施及び結果に基づく必要な措置を求める決定	指定金融機関等の会計検査の実施
全て 出納局長専決	全て 出納長決裁
国の収入及び支出の決議	国の収入及び支出の決議
一件5,000万円以上のもの 出納長決裁	全て 出納長決裁
一件2,000万円以上5,000万円未満のもの 出納局長専決	
一件2,000万円未満のもの 室長専決	
国の債権の管理の決議	国の債権の管理の決議
全て 出納局長専決	全て 出納長決裁

国の支出負担行為の確認	国の支出負担行為の確認
一件5,000万円以上のもの 出納長決裁	全て 出納長決裁
一件2,000万円以上5,000万円未満のもの 出納局長専決	
一件2,000万円未満のもの 室長専決	
物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）	物品の出納
一件の見積価格2,000万円以上のもの 出納局長専決	一件の見積価格2,000万円以上のもの 副出納長決裁
一件の見積価格2,000万円未満のもの 室長専決	一件の見積価格2,000万円未満のもの 室長専決
有価証券（公有財産又は基金に属するものに限る。）の出納及び保管	有価証券（公有財産又は基金に属するものに限る。）の出納
全て 出納局長専決	全て 室長専決
現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管	歳計現金及び歳入歳出外現金の預託
全て 出納局長専決	全て 出納長決裁
現金及び財産の記録管理	
全て 出納局長専決	

ウ 出納室に係るもの

改正後	改正前
建設工事請負費の支出	建設工事請負費の支出
一件1億円以上のもの 出納長決裁	一件1億円以上のもの 出納長決裁
一件5,000万円以上1億円未満のもの 出納局長専決	一件5,000万円以上1億円未満のもの 副出納長専決
一件5,000万円未満のもの 室長専決	一件5,000万円未満のもの 室長専決
報酬、給料、職員手当等、共済費及び恩給・退職年金の支出	報酬、給料、職員手当等、共済費及び恩給・退職年金の支出
全て 室長専決	一件30万円以上のもの 室長専決
	一件30万円未満のもの 主幹及び副主幹専決
同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための支出	同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための支出
全て 主幹及び副主幹専決	一件30万円以上のもの 室長専決
	一件30万円未満のもの 主幹及び副主幹専決
上記以外の支出	上記以外の支出
一件5,000万円以上のもの 出納長決裁	一件5,000万円以上のもの 出納長決裁
一件2,000万円以上5,000万円未満のもの 出納局長専決	一件2,000万円以上5,000万円未満のもの 副出納長専決
一件2,000万円未満のもの 室長専決	一件30万円以上2,000万円未満のもの（食糧費の支出を除く。） 室長専決
	一件30万円未満のもの（食糧費の支出を除く。） 主幹及び副主幹専決

		一件10万円以上2,000万円未満の食糧費の支出 室長専決
		一件10万円未満の食糧費の支出 主幹及び副主幹専決

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
(4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県立福祉人材研修センター管理規則を廃止する規則

1 規則の廃止理由

- (1) 鳥取県立福祉人材研修センター（以下「センター」という。）では、平成18年4月1日から指定管理者制度が導入され、鳥取県立福祉人材研修センター管理規則（以下「規則」という。）で規定しているセンターの開館時間、休館日等については、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとされた。
(2) (1)に伴い、センターの管理に関し規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立母来寮管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

平成20年3月末で廃止される県立岩井長者寮及び県立母来寮の管理に関する事項を定めた規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 次の規則は、廃止する。
ア 鳥取県立岩井長者寮管理規則
イ 鳥取県立母来寮管理規則
(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会規則等の廃止について

1 規則の廃止理由

次の理由により、関係する規則について廃止を行う。

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、あん摩マッサージ指圧師試験等の実施及びあん摩マッサージ指圧師等の登録の実施等に関する事務について厚生労働大臣の指定する者（財団法人東洋療法研修試験財団）が行うこととなった。
(2) 柔道整復師法の一部が改正されたことに伴い、柔道整復師試験の実施及び柔道整復師の登録の実施等に関する事務について厚生労働大臣の指定する者（柔道整復研修試験財団）が行うこととなった。

2 規則の概要

- (1) 次の規則は、廃止する。
ア 鳥取県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会規則
イ 鳥取県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員規則
(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（履行遅滞の場合における損害金）</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.7パーセント</u>の割合で計算して得た額とする。</p>	<p>（履行遅滞の場合における損害金）</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算して得た額とする。</p>
<p>（請負代金の支払）</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、<u>年3.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>	<p>（請負代金の支払）</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>
<p>（前払金の返還）</p> <p>第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定</p>	<p>（前払金の返還）</p> <p>第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定</p>

<p>により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を知事に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p>	<p>により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を知事に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定する請負契約に係る新規則第58条の2第1項の損害金、新規則第59条第3項及び第62条第3項の遅延利息並びに新規則第72条第3項の利息(以下「損害金等」という。)について適用し、同日前に相手方を決定した請負契約に係る損害金等については、なお従前の例による。

鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第52号

鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局等事務決裁規則（昭和49年鳥取県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目（以下「移動別表等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目（以下「移動後別表等」という。）が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等（以下「削除別表等」という。）を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等（以下「追加別表等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表及び別表の細目の表示、削除条並びに削除別表等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表及び別表の細目の表示、追加条並びに追加別表等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第10項までの規定により出納機関とみなされる機関を含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第10項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>（12） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされる総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部和牛全共室、鳥取県東部総合事務所福祉保健局、鳥取県西部総合事務所福祉保健局、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第12項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>（12） 略</p> <p>（副出納長の専決事項）</p>

第5条 削除

(出納局長等の委任決裁事項)

第7条 出納局長及び室長の委任決裁事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

(代決)

第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
出納長	副出納長	出納局長
副出納長	出納局長	主務室長
出納局長	主務室長	室長補佐
会計管理室長	略	
	その他の事務 にあつては、 室長補佐	
略		

2 略

別表第1 (第4条関係)

出納長の決裁事項

(1)~(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 一件5,000万円以上の国の収入及び支出の決議

(8) 一件5,000万円以上の国の支出負担行為の確認

(9) 略

第5条 副出納長の専決事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

(出納局長等の委任決裁事項)

第7条 出納局長及び室長の委任決裁事項は、別表第6に掲げるとおりとする。

(代決)

第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
出納長	副出納長	
副出納長	主務室長	
出納局長	主務室長	
会計管理室長	略	
	その他の事務 にあつては、 室長補佐	副主幹
略		

2 略

別表第1 (第4条関係)

出納長の決裁事項

(1)~(4) 略

(5) 歳計現金及び歳入歳出外現金の預託

(6) 略

(7) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の会計検査の実施

(8) 略

(9) 国の収入及び支出並びに債権の管理の決議

(10) 国の支出負担行為の確認

(11) 略

別表第2 (第5条関係)

副出納長の専決事項

(1) 一件5,000万円以上1億円未満の建設工事請負費の支出

(2) 一件2,000万円以上5,000万円未満の支出(義務経費等の支出を除く。)

別表第2 削除

別表第3 (第6条関係)

出納局長及び室長の専決事項

区分	出納局長専決事項	室長専決事項
共通	1～23 略 24 鳥取県会計規則第108条第1項に規定する預金勘定間の資金の振替え 25 略	1～13 略 14 1件1,000万円以上の支出命令 15 略
会計管理室	1～5 略 6 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管 7 有価証券(公有財産又は基金に属するものに限る。)の出納及び保管 8 1件の見積価格2,000万円以上の物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。) 9 現金及び財産の記録管理 10 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の検査の実施並びに検査結果に基づく必要な措置を求める決定 11 1件2,000万円以上5,000万円未満の国の収入及び	1 略 2 1件の見積価格2,000万円未満の物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。) 3 略 4 略 5 略 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 1件2,000万円未満の国の収入及び 16 1件2,000万円

- (3) 一件の見積価格2,000万円以上の物品の出納
- (4) 鳥取県会計規則第108条第1項に規定する預金勘定間の資金の振替え

別表第3 (第6条関係)

出納局長及び室長の専決事項

区分	出納局長専決事項	室長専決事項
共通	1～23 略 24 略	1～13 略 14 略
会計管理室	1～5 略	1 有価証券(公有財産又は基金に属するものに限る。)の出納 2 略 3 1件の見積価格2,000万円未満の物品の出納 4 略 5 略 6 1件1,000万円以上の支出命令 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略

	支出の決議 12 1件2,000万円 以上5,000万円未 満の国の支出負担 行為の確認 13 国の債権の管理 の決議	未満の国の支出負 担行為の確認 17 略
出納室	1 1件5,000万円 以上1億円未満の 建設工事請負費の 支出 2 1件2,000万円 以上5,000万円未 満の支出(義務経 費等の支出を除 く。)	1 報酬、給料、職 員手当等、共済費 及び恩給・退職年 金の支出 2 略 3 1件2,000万円 未満の支出(義務 経費等の支出を除 く。) 4 略 5 略 6 略 7 略

備考 略

別表第4(第6条関係)

室長補佐、主幹及び副主幹の専決事項

区分	室長補佐専決事項	主幹及び副主幹の専決事項
略		
出納室		1 同一会計内の振 替え、他の会計へ の繰入れ及び歳入 歳出外現金への繰 入れのための支出 2 略 3 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

		17 略
出納室		1 1件30万円以上 の義務経費等の支 出(建設工事請負 費の支出を除 く。) 2 略 3 1件30万円以上 2,000万円未満の 支出(義務経費等 の支出及び食糧費 の支出を除く。) 4 1件10万円以上 2,000万円未満の 食糧費の支出 5 略 6 略 7 略 8 略

備考 略

別表第4(第6条関係)

室長補佐、主幹及び副主幹の専決事項

区分	室長補佐専決事項	主幹及び副主幹の専決事項
略		
出納室		1 1件30万円未満 の支出(建設工事 請負費及び食糧費 の支出を除く。) 2 1件10万円未満 の食糧費の支出 3 略 4 略

鳥取県立福祉人材研修センター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第53号

鳥取県立福祉人材研修センター管理規則を廃止する規則

鳥取県立福祉人材研修センター管理規則（平成13年鳥取県規則第57号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立母来寮管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第54号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立母来寮管理規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和39年鳥取県規則第48号）
- (2) 鳥取県立母来寮管理規則（昭和59年鳥取県規則第27号）

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

鳥取県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 鳥取県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会規則（昭和27年鳥取県規則第54号）
- (2) 鳥取県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員規則（昭和58年鳥取県規則第19号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第3号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
(新調、改刻又は廃止の申請等)					(新調、改刻又は廃止の申請)				
第3条の2 略					第3条の2 略				
2 略					2 略				
3 <u>所属長は、前項の承認により公印を改刻し、又は</u> <u>廃止したことにより不用となった公印を政策法務室</u> <u>長に引き継がなければならない。</u>									
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	備 考	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	備 考
1 知事印 第1号	略				1 知事印 第1号	略			
第2号	鳥取県 知事印	28ミリメ ートル平方	東京本部長		第2号	鳥取県 知事印	28ミリメ ートル平方	東京事務所長	
第3号	鳥取県 知事印	27ミリメ ートル平方	人事・評価室長	辞令用	第3号	鳥取県 知事印	27ミリメ ートル平方	職員課長	辞令用
第4号～第7号	略				第4号～第7号	略			
2 専用知事印 第1号～第4号	略				2 専用知事印 第1号～第4号	略			
第5号	鳥取県 知事印	長方形 縦 4ミリメ ートル 横 18ミリ メートル	消防チーム長	危険物取扱者保安講習及 び消防設備士講習の修了 認定用	第5号	鳥取県 知事印	長方形 縦 4ミリメ ートル 横 18ミリ メートル	消防課長	危険物取扱者保安講習及 び消防設備士講習の修了 認定用
第6号	鳥取県 知事印	10ミリメ ートル平方	消防チーム長	危険物取扱者免状及び消 防設備士免状用	第6号	鳥取県 知事印	10ミリメ ートル平方	消防課長	危険物取扱者免状及び消 防設備士免状用
3 知事職務代理者印 第1号	略				3 知事職務代理者印 第1号	略			
第2号	鳥取県 知事職務 代理者印	28ミリメ ートル平方	東京本部長		第2号	鳥取県 知事職務 代理者印	28ミリメ ートル平方	東京事務所長	
略					略				

10 局長印 第1号-第4号				
略				
第5号	鳥 取 県 何 部 何 局 (所) 長 印	22ミリメ トル平方	政策法務室長	
11 課(室)長印				
第1号	鳥 取 県 何 部 (局 ・ 監) 何 課 (室 ・ チーム ・ 所 ・ 校) 長 印	21ミリメ トル平方	主務課(室・チ ーム・所・校) 長	
第2号	鳥 取 県 何 部 何 局 (所) 何 課 (室 ・ 所 ・ 部 ・ 場) 長 印	21ミリメ トル平方	主務課(室・ 所・部・場)長	
第3号	長 ム 課 (鳥 取 県 何 部 所) 長 印	21ミリメ トル平方	主務課(室・チ ーム・所・校) 長	縦書きの文書用
11の2 内部組織の長 印				
第1号	鳥 取 県 何 部 何 室 何 チーム 長 印	21ミリメ トル平方	内部組織の長	
略				

10 局長印 第1号-第4号				
略				
第5号	鳥 取 県 何 部 何 局 長 印	22ミリメ トル平方	政策法務室長	
11 課(室)長印				
第1号	鳥 取 県 何 部 (局) 何 課 (室) 長 印	21ミリメ トル平方	主務課(室)長	
第2号	鳥 取 県 何 部 何 局 何 課 (室) 長 印	21ミリメ トル平方	主務課(室)長	
第3号	鳥 取 県 何 部 何 局 何 課 長 印	21ミリメ トル平方	自治研修所長	
第4号	鳥 取 県 何 部 何 局 何 課 長 印	21ミリメ トル平方	衛生環境研 究所長	
第5号	鳥 取 県 何 部 何 局 何 課 長 印	21ミリメ トル平方	消費生活セ ンター所長	
第6号	鳥 取 県 何 部 何 局 何 課 長 印	21ミリメ トル平方	農業大学校 長	
第7号	鳥 取 県 何 部 何 局 何 課 長 印	21ミリメ トル平方	農業大学校 長	縦書きの文書用
第8号	鳥 取 県 何 部 何 局 何 課 長 印	21ミリメ トル平方	農林総合技 術研究院長	
第9号	鳥 取 県 何 部 何 局 何 課 長 印	21ミリメ トル平方	行政監察室 長	
第10号	鳥 取 県 何 部 何 局 何 課 長 印	21ミリメ トル平方	建設事業評 価室長	
略				

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第4号

鳥取県文書に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書に係る事務の管理に関する規程（平成16年鳥取県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）本庁等 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（<u>総務部行政改革局自治研修所</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所（以下「特定機関」という。）を除く。）をいう。）及び出納局をいう。</p> <p>（2）及び（3）略</p> <p>（4）総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）<u>第1条第1項</u>の規定により設置された総合事務所をいう。</p> <p>（5）～（35）略</p> <p>（所管課等の長の責務）</p> <p>第3条 所管課又は地方機関等（総合事務所においては、局（鳥取県行政組織規則第22条の表の第2欄に掲げる局をいう。以下同じ。）とする。以下この条及び次条において同じ。）の長は、当該所管課又は地方機関等における文書に係る事務の管理の状況を把握し、当該事務が円滑かつ適正に行われるよう所属の職員を指揮監督するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（電子文書以外の文書及び郵便物等の受領及び配布）</p> <p>第6条 本庁等に到達する電子文書以外の文書及び郵便物等（電子文書以外の文書が封入された郵便物</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）本庁等 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（<u>総務部自治研修所</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、<u>農林水産部農業大学校及び農林水産部和牛全共室</u>（以下「特定機関」という。）を除く。）をいう。）及び出納局をいう。</p> <p>（2）及び（3）略</p> <p>（4）総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）<u>第1条</u>の規定により設置された総合事務所をいう。</p> <p>（5）～（35）略</p> <p>（所管課等の長の責務）</p> <p>第3条 所管課又は地方機関等（総合事務所においては、局（鳥取県行政組織規則第30条第1項の表の第2欄に掲げる局をいう。以下同じ。）とする。以下この条、<u>次条及び第67条</u>において同じ。）の長は、当該所管課又は地方機関等における文書に係る事務の管理の状況を把握し、当該事務が円滑かつ適正に行われるよう所属の職員を指揮監督するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（電子文書以外の文書及び郵便物等の受領及び配布）</p> <p>第6条 本庁等に到達する電子文書以外の文書及び郵便物等（電子文書以外の文書が封入された郵便物</p>

(郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する郵便物をいう。以下同じ。)その他の物件をいう。以下同じ。)は、政策法務室において受領し、次に定めるところにより配布する。ただし、所管課に直接到達した電子文書以外の文書及び郵便物等は、当該所管課が受領する。

(1)及び(2) 略

(3) 「親展」又は「秘」の表示がある郵便物等のうち、知事又は副知事あてのものは総務課に、出納長又は副出納長あてのものは出納局に、部局等(鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局等をいう。以下同じ。)の長又は次長あてのものはその部局等の主管課(部局等の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を分掌する課をいう。)に、行財政改革局長あてのものは人事・評価室に、人権局長あてのものは人権推進課に、庶務集中局長あてのものは指導管理課に、地域づくり支援局長あてのものは自治振興課に、市場開拓局長あてのものは市場開拓室に、水産振興局長あてのものは水産課に、その他の職員あてのものは当該職員の属する課又は出納局(以下「課等」という。)に、それぞれ配布すること。

2 略

(回議)

第23条 起案文書は、決裁を受ける前に回議をするものとし、回議を受ける者は、次のとおりとする。

(1) 正当決裁権者が知事である事項に係る起案文書 起案文書に係る事務を所管する部局等の長及び所管課の長

(2) 略

(3) 正当決裁権者が部局等の長、行財政改革局長、人権局長、庶務集中局長、地域づくり支援局長、市場開拓局長又は水産振興局長である事項に係る起案文書 所管課の長

(4) 略

2及び3 略

(公印の押印等)

第36条 略

2 略

3 政策法務室の職員は、前項の規定により提示された施行文書について、電子申請等システムを利用して、当該施行文書に係る起案文書との確認を行い、

(郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する郵便物をいう。以下同じ。)その他の物件をいう。以下同じ。)は、政策法務室において受領し、次に定めるところにより配布する。ただし、所管課に直接到達した電子文書以外の文書及び郵便物等は、当該所管課が受領する。

(1)及び(2) 略

(3) 「親展」又は「秘」の表示がある郵便物等のうち、知事又は副知事あてのものは総務課に、出納長又は副出納長あてのものは出納局に、部局等(鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局等をいう。以下同じ。)の長又は次長あてのものはその部局等の主管課(部局等の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を分掌する課をいう。)に、人権局長あてのものは人権推進課に、庶務集中局長あてのものは指導管理課に、水産振興局長あてのものは水産課に、その他の職員あてのものは当該職員の属する課又は出納局(以下「課等」という。)に、それぞれ配布すること。

2 略

(回議)

第23条 起案文書は、決裁を受ける前に回議をするものとし、回議を受ける者は、次のとおりとする。

(1) 正当決裁権者が知事である事項に係る起案文書 起案文書に係る事務を所管する部局の長及び所管課の長

(2) 略

(3) 正当決裁権者が部局の長、人権局長、庶務集中局長又は水産振興局長である事項に係る起案文書 所管課の長

(4) 略

2及び3 略

(公印の押印等)

第36条 略

2 略

3 政策法務室の職員は、前項の規定により提示された施行文書について、電子申請等システムを利用して、当該施行文書に係る起案文書との確認を行い、

<p>所管課の職員に返付するものとする。<u>この場合において、政策法務室の職員は、施行文書に誤記その他明白な誤りを発見したときは、当該施行文書の修正を指示するものとする。</u></p> <p>4及び5 略</p> <p>(電子文書以外の文書及び郵便物等の配布)</p> <p>第58条 文書管理主任は、受付文書を当該文書に係る事務を所掌する内部組織(鳥取県行政組織規則第22条の表の第3欄に掲げる内部組織に限る。以下この章において同じ。)の長に配布するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(公印の押印等)</p> <p>第63条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により施行文書を提示された文書管理主任は、当該施行文書について、電子申請等システムを利用して、当該施行文書に係る起案文書との確認を行い、所管局の職員に返付するものとする。<u>この場合において、文書管理主任は、施行文書に誤記その他明白な誤りを発見したときは、当該施行文書の修正を指示するものとする。</u></p> <p>4～6 略</p>	<p>所管課の職員に返付するものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(電子文書以外の文書及び郵便物等の配布)</p> <p>第58条 文書管理主任は、受付文書を当該文書に係る事務を所掌する内部組織(鳥取県行政組織規則第22条第1項の表の第3欄に掲げる課、室、農業改良普及所、支所及びセンターに限る。以下この章において同じ。)の長に配布するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(公印の押印等)</p> <p>第63条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により施行文書を提示された文書管理主任は、当該施行文書について、電子申請等システムを利用して、当該施行文書に係る起案文書との確認を行い、所管局の職員に返付するものとする。</p> <p>4～6 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(鳥取県施行文書用紙規程の一部改正)

2 鳥取県施行文書用紙規程(平成5年鳥取県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>鳥取県文書に係る事務の管理に関する規程</u>(平成16年鳥取県訓令第13号)第34条第1項に規定する用紙(以下「<u>施行文書用紙</u>」という。)は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程</u>(平成16年鳥取県訓令第13号)第34条第1項に規定する用紙(以下「<u>施行文書用紙</u>」という。)は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。</p>